

化学物質のリスクアセスメントの義務化

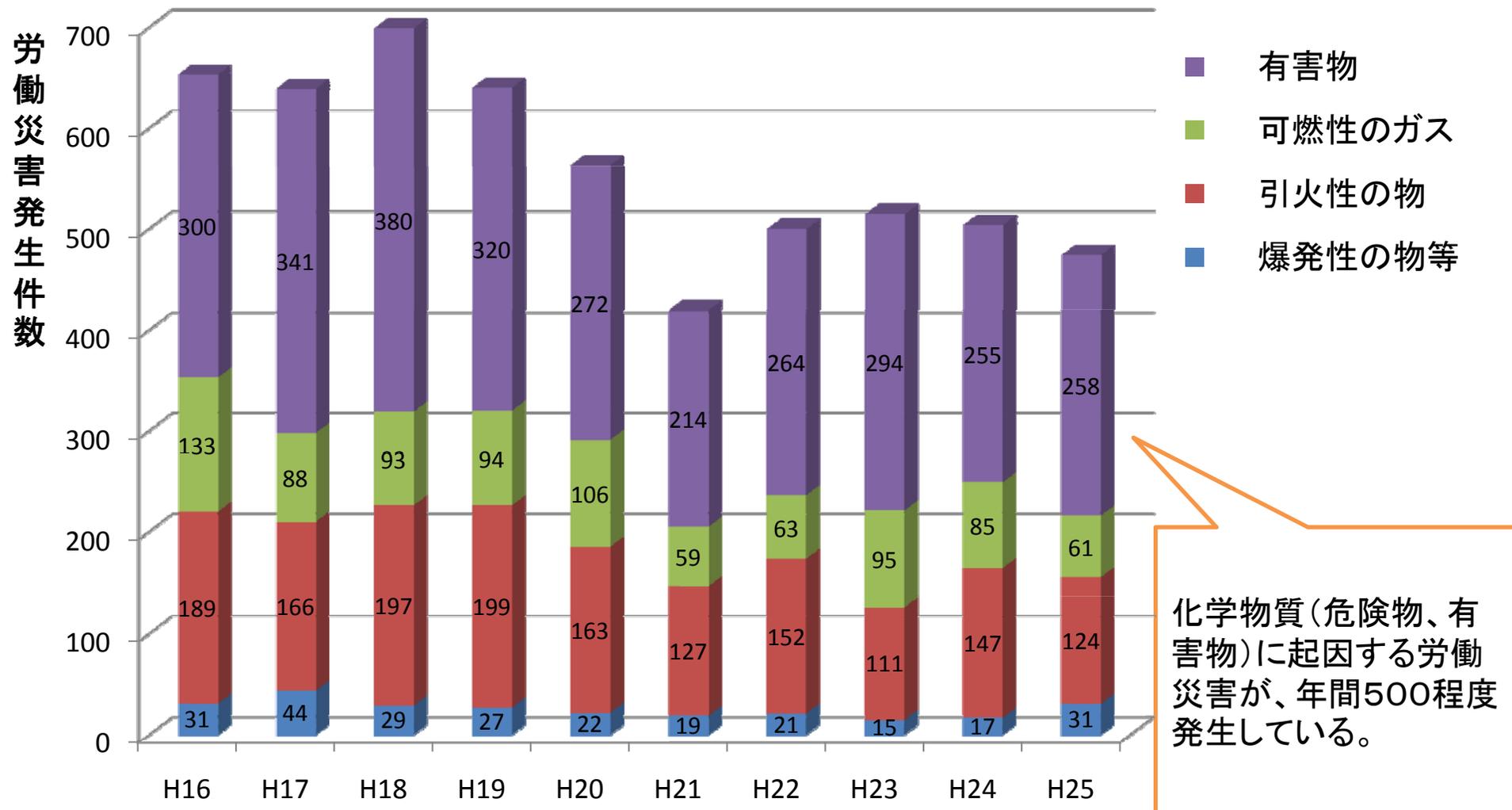
厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長 森戸 和美

化学物質を取り巻く状況

労働現場で取り扱われている化学物質の現状

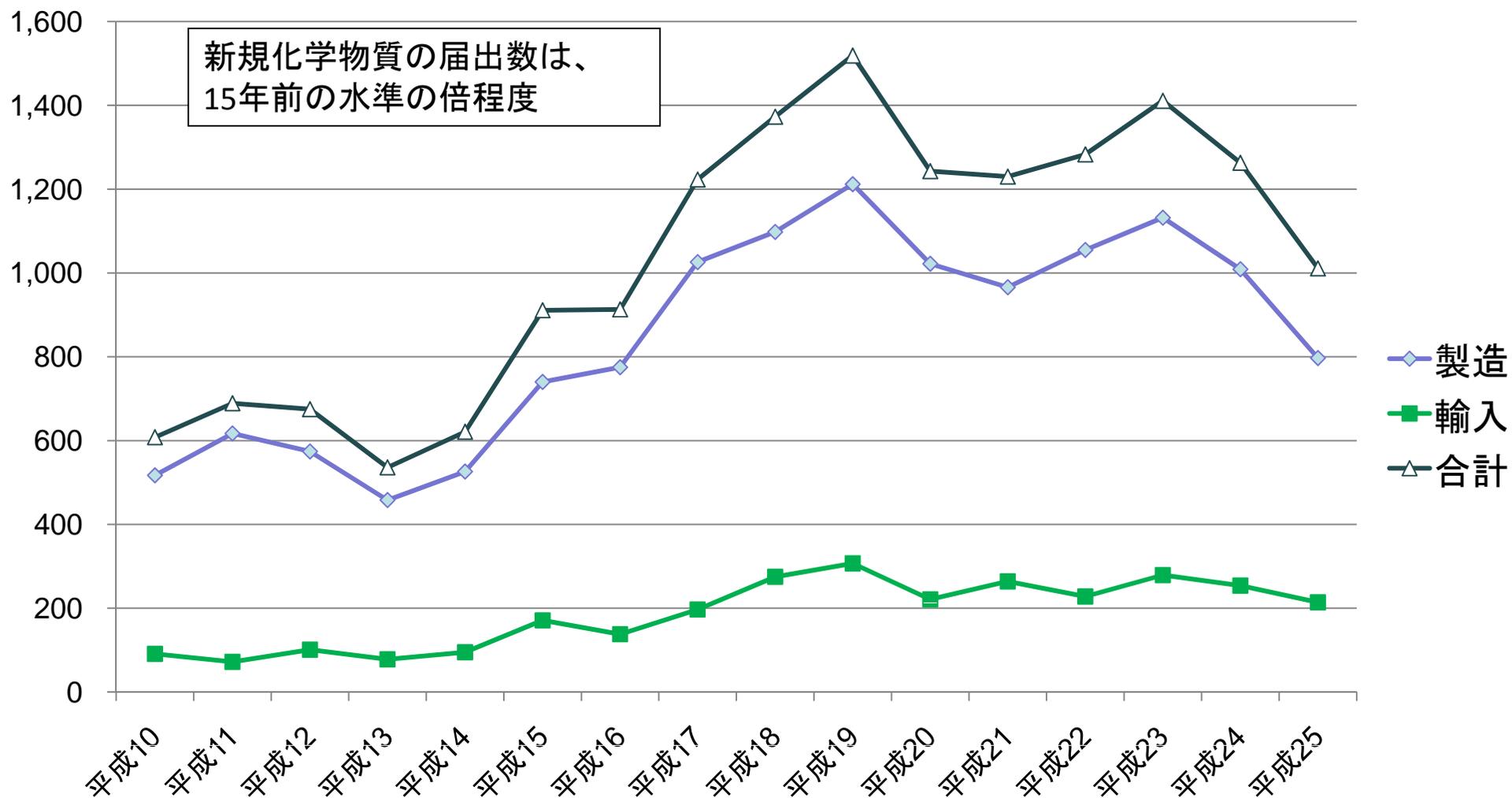
- 化学物質の種類は、約6万種類
- 毎年約1,200物質が新規届出（年間100kg以上製造（又は輸入））
- 年間100kg以下製造（又は輸入）の少量新規化学物質は年間約17,000物質

化学物質(危険物、有害物等)に起因する労働災害(休業4日以上)



新規化学物質製造・輸入届出状況

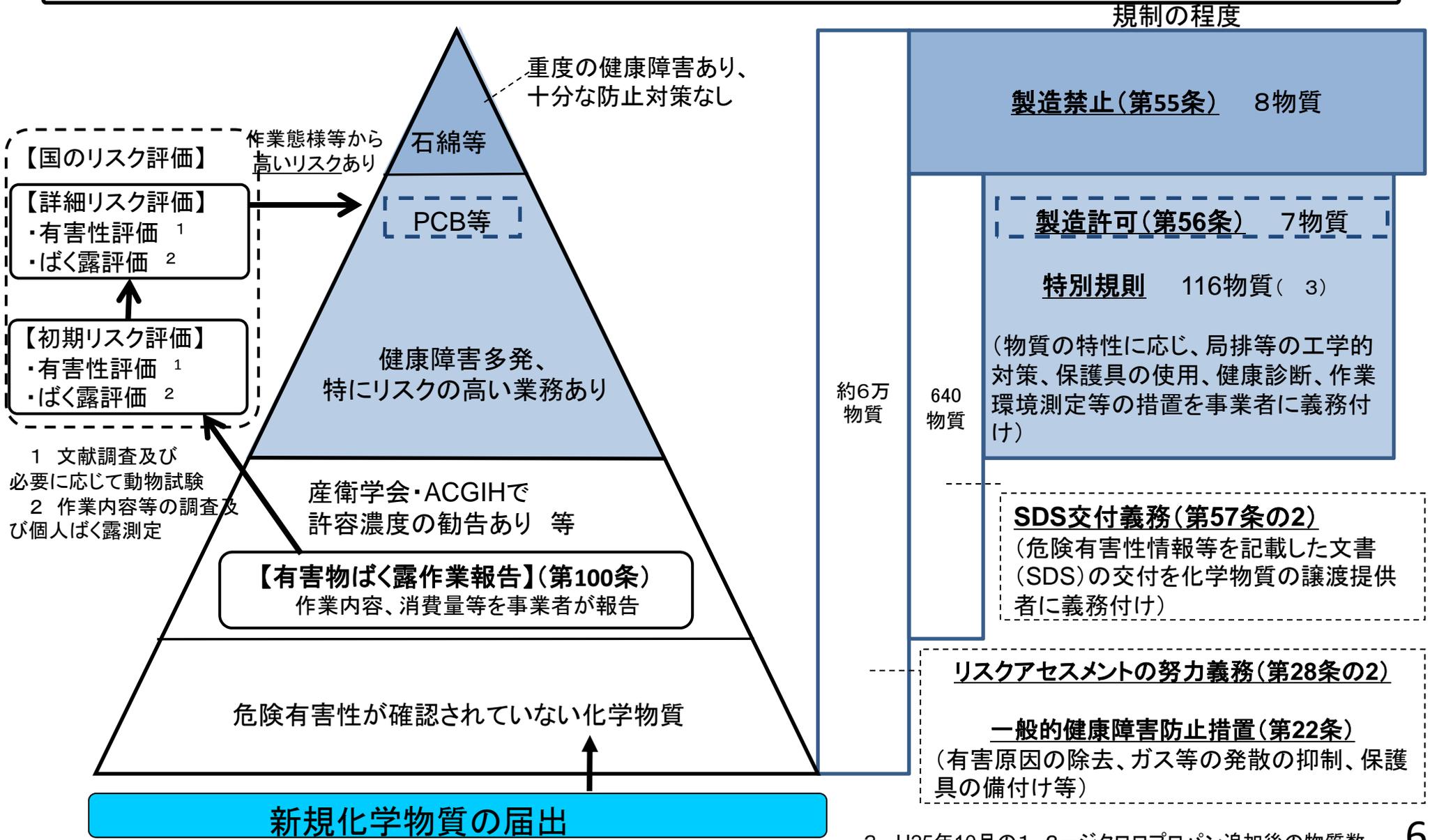
新規化学物質製造・輸入届出状況



労働安全衛生関係法令における主な化学物質管理の体系

H25.10時点

特別の規制のない化学物質も含む全ての化学物質を対象として、
危険有害性及びリスクの程度に応じたリスク低減措置のあり方について検討すべきではないか



3 H25年10月の1, 2-ジクロロプロパン追加後の物質数

労働安全衛生法の改正

労働安全衛生法の改正（平成26年6月25日公布）

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実するための改正

1. 化学物質のリスクアセスメントの実施

- 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施を事業者の義務とする。

2. ストレスチェック及び面接指導の実施

- 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実施を事業者の義務付け（労働者50人未満の事業場については当分の間努力義務）
- 検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することを事業者の義務とする。

3. 受動喫煙防止措置の努力義務

- 受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じることを事業者の努力義務とする。

4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

- 重大な労働災害を繰り返す企業に対して、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成を指示することができるとする。（計画作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに、大臣が勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表することができる。）

5. 第88条第1項に基づく届出の廃止

- 規模の大きい工場等で建設物、機械等の設置、移転等を行う場合の事前届出（法第88条第1項）を廃止。

6. 電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定

- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加。

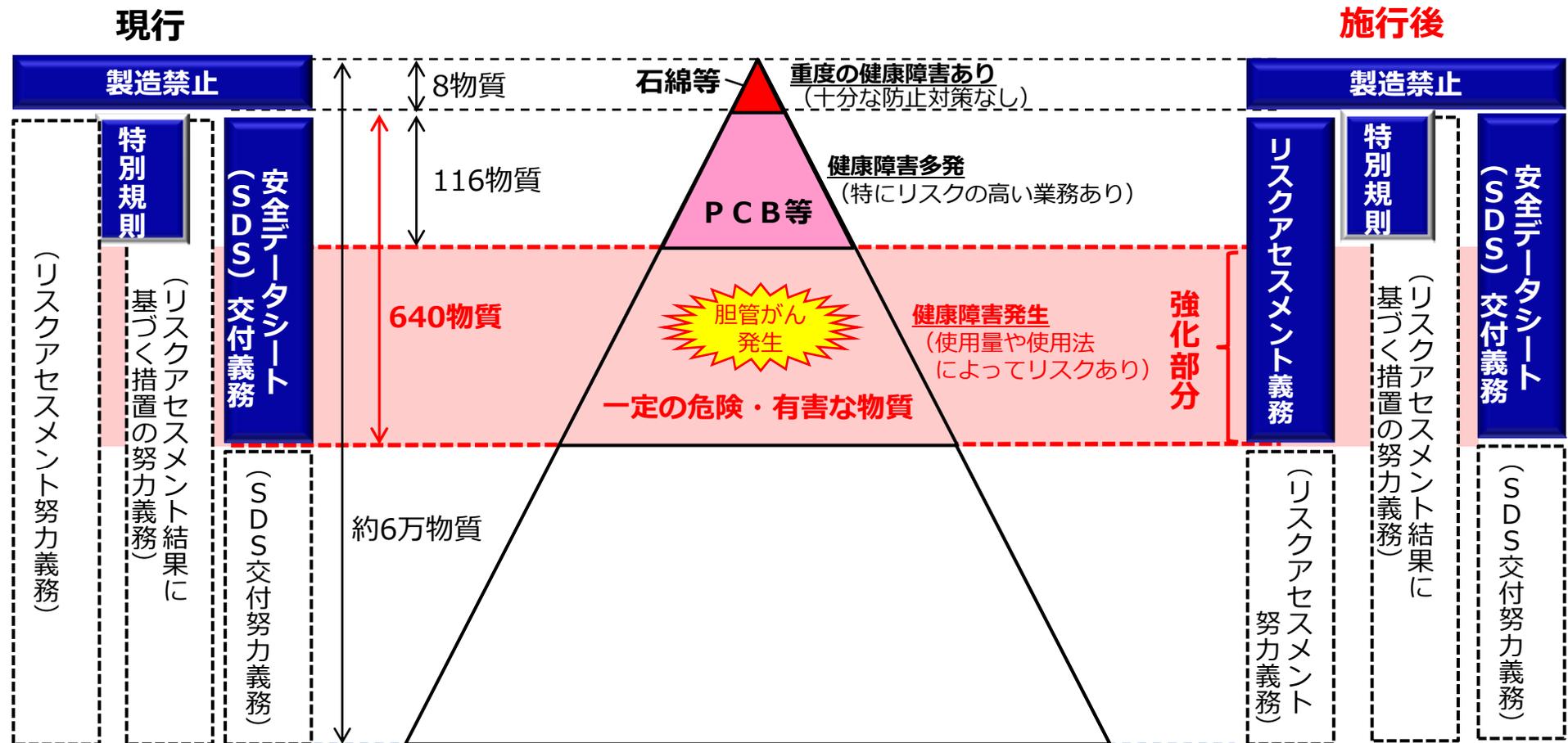
7. 外国に立地する検査機関の登録

- 国際的な動向を踏まえ、ボイラーなど、特に危険な機械等の検査・検定を行う機関について、日本国内に事務所のない機関も登録できるとする。

施行期日：平成26年6月25日（公布日）から、それぞれ5、6は6か月、3・4・7は1年、2は1年6か月、1は2年以内で政令で定める日

リスクアセスメントの義務化

- 特に危険・有害な物質とされている特別規則の物質以外にも、使用量や使用法によっては労働者の安全や健康に害を及ぼすおそれがあり、対策を強化する必要。
 ※胆管がん事案の原因物質は、発生時、特別規則の物質以外であった。
 →特定化学物質障害予防規則の対象物質に追加
- 一定の危険有害性が確認された物質についてリスクアセスメントを義務化



化学物質のリスクアセスメントの改正条文（その1）

第57条の3

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

実施すべき事業者

対象の化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業者（業種、規模を問わない）が行わなければならない。

対象物質

安全データシート(SDS)の交付義務の対象である640物質。

実施時期

新規に化学物質を採用する際や作業手順を変更する時など、従来の労働安全衛生法第28条の2に基づくリスクアセスメントの実施時期を基本として今後省令で定める予定。

化学物質のリスクアセスメントの改正条文（その2）

第57条の3

2 事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

結果に基づく措置

リスクアセスメントの結果に基づく措置は、

- 労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則等の特別規則に規定がある場合は、当該規定に基づく措置を講じることが必要。
- 法令に規定がない場合は、結果を踏まえた事業者の判断により、必要な措置を講じることが努力義務。

化学物質のリスクアセスメントの改正条文（その3）

第57条の3

3 厚生労働大臣は、第28条第1項及び第3項に定めるもののほか、前2項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

「適切かつ有効な実施を図るため必要な指針」

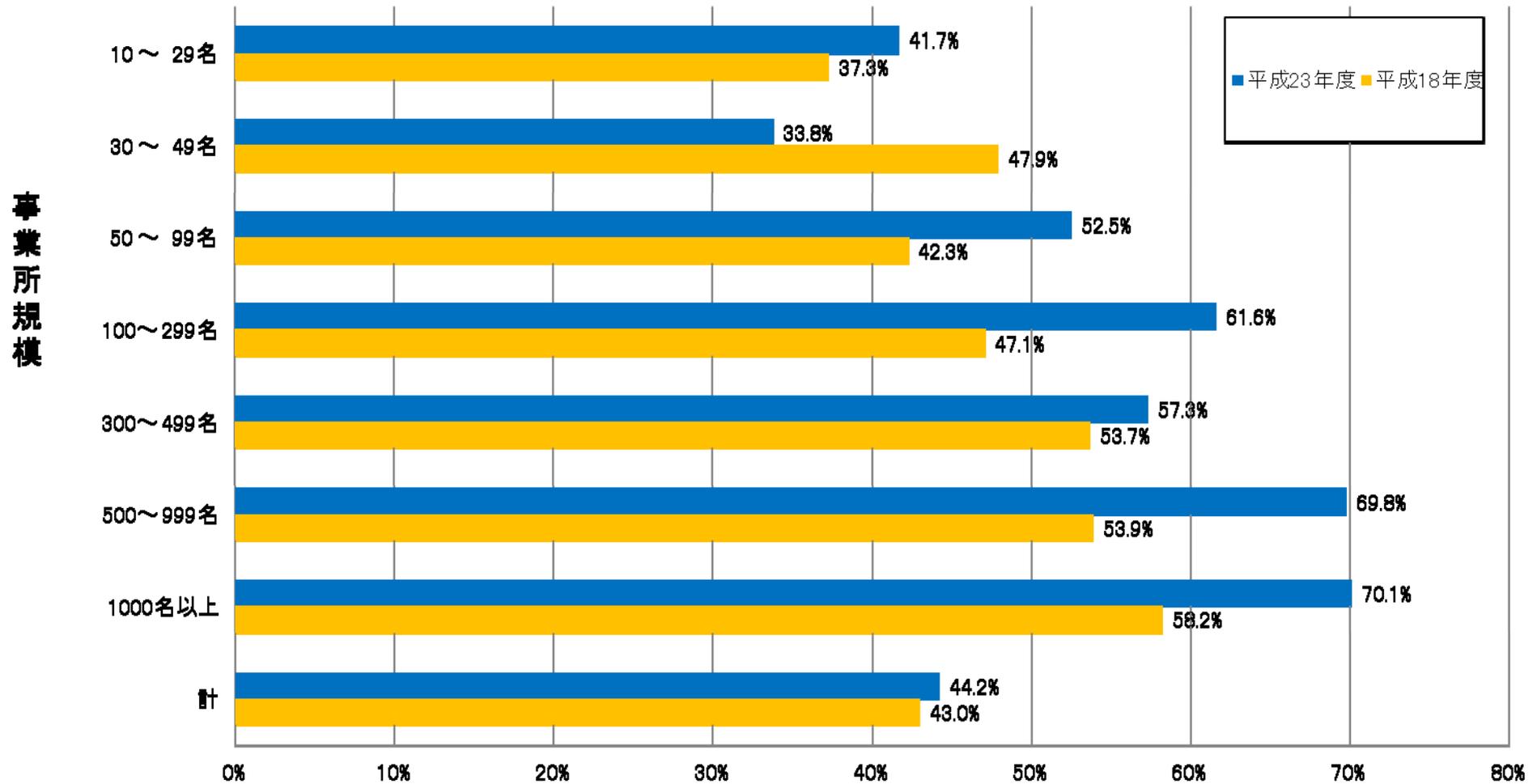


施行までに公表

（参考）化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について（18.3.30付け基発第0330004号）

【背景】リスクアセスメント実施状況(事業場規模別)

- 全体としては44%が実施している。平成23年と平成18年を比較すると概ね横ばい。
- 事業場規模別に見ると、500人以上の事業場では約7割だが、50人未満では3割～4割と中小企業の実施が遅れている。



(資料出所)労働災害防止対策等重点調査報告(平成23年)
労働環境調査報告(平成18年)

RA実施率(%)

「化学物質リスク簡易評価法」(コントロール・バンディング)

「化学物質リスク簡易評価法」とは・・・

リスクアセスメント実施のためのツールであり、一定の項目(以下の項目)を入力すると講ずべき措置が示されるもの
(厚生労働省ホームページ内「職場のあんぜんサイト」で公開)

項目	入力項目
化学物質名	(SDSを確認して入力。簡易名でも可)
作業内容 (選択式)	貯蔵・保管、野積み、粉じん処理、充填及び輸送、移送及び輸送、充填、計量、混合、選別、塗装、洗浄及びメッキ、乾燥、成形、その他
作業人数 (選択式)	10人未満、10～49人、50～99人、100人～299人、300人以上
GHS分類区分 (選択式)	急性毒性(急性)、急性毒性(経口)、急性毒性(経皮)、急性毒性(吸収：蒸気)、急性毒性(吸収：粉じん、ミスト)、皮膚腐食性・刺激性、眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性、呼吸器感作性、皮膚感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器毒性(単回ばく露)、特定標的臓器毒性(反復ばく露)、吸引性呼吸器有害性
液体または粉体の別 (選択式)	微細な軽い粉体、結晶状・顆粒状、ペレット
沸点 (℃)	(SDSを確認して入力)
取扱温度 (℃)	(事業場ごとに入力)
取扱量単位 (選択式)	液体：kℓ単位、ℓ単位、ml単位 粉体：トン単位、キログラム単位、グラム単位

出力

講ずべき措置	<ul style="list-style-type: none"> ○他の化学物質への代替化 ○全体換気、局所排気装置の設置等 ○呼吸用保護具の使用
--------	--

コントロール・バンディングの支援ツール

厚生労働省のホームページ内「職場のあんぜんサイト」に掲載

リスクアセスメント実施支援システム

簡易なリスクアセスメント

化学物質の健康有害性についての簡易なリスクアセスメント手法として、「コントロール・バンディング」があります。これは、ILOが、開発途上国の中小企業を対象に、有害性のある化学物質から労働者の健康を保護するために、簡単に実用的なリスクアセスメント手法を取り入れて開発した化学物質の管理手法です。

化学物質の有害性とばく露情報の組み合わせに基づいてリスクを評価し、必要な管理対策の区分（バンド）を示す方法です。これには、次のような特徴があります。

- 労働者の化学物質へのばく露濃度を測定しなくても使用できる
- 許容濃度等、化学物質のばく露限界値がなくても使用できる
- 化学物質の有害性情報は必要である

（赤字で示した箇所はデータの入力すると、赤字・青緑字の情報が得られます。）

以下の画面で、条件を選択し、必要な情報を入力すると、リスクレベルと、それに応じた実施すべき対策及び参考となる対策管理シートが得られます。

（注意事項）対策管理シートはあくまで安全衛生対策の参考としていただく材料です。労働安全衛生法令によりばく露防止対策が規定されている場合は、それに基づいた対策を実施する必要があります。

リスクアセスメントを印刷

（これは、ILOが公表している「ILO International Chemical Control Toolkit」を元に翻訳、修正・追加したもので、厚生労働省の委託事業により平成22年度に中央労働災害防止協会が検証したものです。）

Original version of the International Chemical Control Toolkit Copyright © International Labour Organization.
Japanese translation Copyright © 2012 Chemical Hazards Control Division, Ministry of Health, Labour and Welfare.
The ILO shall not be responsible for the quality and accuracy of the translation.

画面に表示される条件を選択し、必要な情報を入力すると、リスクレベルと対策、参考となる対策管理シートが得られます。

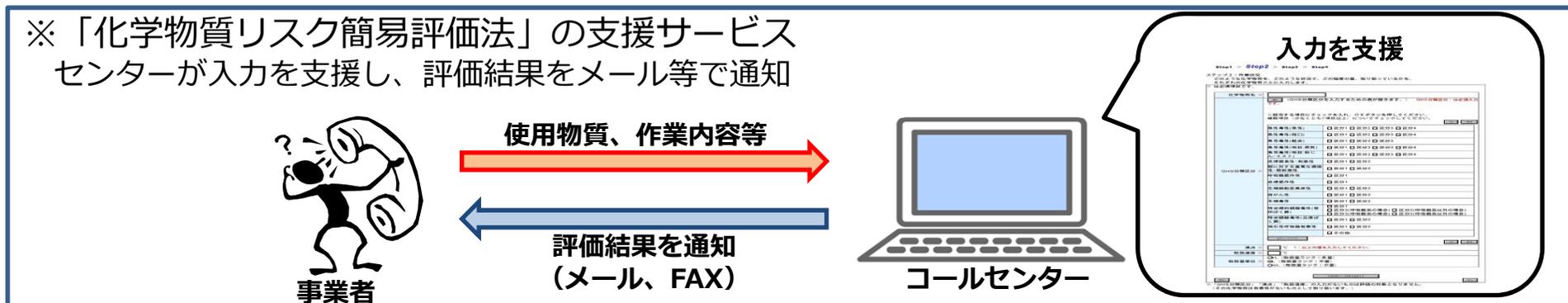
（注）労働安全衛生法令に対策が規定されている場合、当該対策を実施することが必要です。
より詳細な対策の検討には、詳細なリスクアセスメント等を実施する必要があります。

リスクアセスメント実施に対する相談窓口、専門家による支援

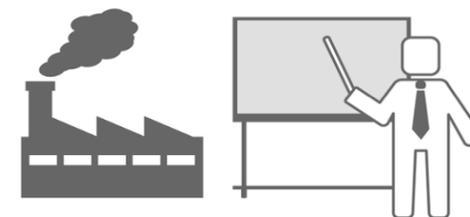


1. 相談窓口（コールセンター）を設置し、電話やメール等で相談を受付
SDSやラベルの作成、リスクアセスメント（「化学物質リスク簡易評価法」の使い方等）について

※「化学物質リスク簡易評価法」の支援サービスセンターが入力を支援し、評価結果をメール等で通知



2. 専門家によるリスクアセスメントの訪問支援
相談窓口における相談の結果、事業場の要望に応じて専門家を派遣、リスクアセスメントの実施を支援



3. 好事例集の作成・公表

訪問指導を通じて改善された事案を好事例としてとりまとめて、事業者がリスクアセスメントを実施するための参考資料として公表



ご静聴ありがとうございました